一関信用金庫 News Release

令和５年８月10日

お客さま各位

一 関 信 用 金 庫

「当座勘定規定」改定のお知らせ

平素は当金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

当金庫では、2023年８月23日（水）から「ことら送金」の取扱いを開始いたします。

これに伴い、平日夜間や土日祝日等にも当座預金への振込入金が可能となることを踏まえ、「当座勘定規定」に入金時限（15時）を明記する改定を行います。

なお、改定後の同規定は、改定前からお取引いただいているお客さまにも適用されますのでご了承ください。

記

１．改定する規定

・当座勘定規定（一般用）

・当座勘定規定（専用約束手形口用）

２．改定日

2023年８月23日（水）

３．改定内容

(1) 当座勘定規定（一般用）

改定後	改定前
第１０条　支払の範囲 １．呈示された手形、小切手等の金額が当座勘定の支払資金をこえる場合には、当金庫はその支払義務を負いません。 ２．呈示された手形、小切手は、呈示日の１５時までに当座勘定に受入れまたは振り込まれた資金により支払います。なお、１５時以降に入金した資金を支払に充当したとしても、当金庫は責任を負わないものとします。	第１０条　支払の範囲 １．呈示された手形、小切手等の金額が当座勘定の支払資金をこえる場合には、当金庫はその支払義務を負いません。 （新設）

３．手形、小切手の金額の一部支払はしません。	２．手形、小切手の金額の一部支払はしません。

（２）当座勘定規定（専用約束手形口用）

改定後	改定前
第１１条　支払の範囲 １．呈示された手形の金額が当座勘定の支払資金をこえる場合には、当金庫はその支払義務を負いません。 ２．呈示された手形は、呈示日の１５時までに当座勘定に受入れまたは振り込まれた資金により支払います。なお、１５時以降に入金した資金を支払に充当したとしても、当金庫は責任を負わないものとします。 ３．手形の金額の一部支払はしません。	第１１条　支払の範囲 １．呈示された手形の金額が当座勘定の支払資金をこえる場合には、当金庫はその支払義務を負いません。 （新設） ２．手形の金額の一部支払はしません。

以　上

<本件に係るお問合せ先>
一関信用金庫 事務部事務管理課
電話 0191－23－6111（代表）
※当金庫本支店窓口でもお受けいたします。